島原市教育委員会

議　　案　　集

第10号議案　　度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について
第11号議案　　島原市教育委員会委員長の選挙について

平成２７年３月３１日　臨時会

第１０号議案

島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

島原市立中学校部活動外部指導者に別紙の者を委嘱する。

平成２７年３月３１日提出

島原市教育委員会
教育長　宮原　照彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第５条により、指導者に委嘱しようとするものである。

平成27年度　島原市中学校部活動外部指導者一覧表(案)

平成27年3月31日現在

	学　校　名	部　　名	氏　　名	性別	年齢	住　　所	新規・継続
1	島原市立第一中学校	野　球	武　次　亮　太	男			継続
2			荒　川　浩　一	男			継続
3		剣道(男)	本　多　幸　治	男			継続
4		剣道(女)	太　田　清　敏	男			継続
5			中　村　壽　文	男			継続
6		卓　球	徳　永　　清	男			継続
7		陸　上	寺　田　悠　貴	男			継続
8		サッカー	土　本　富　三　幸	男			継続
9			林　田　行　弘	男			継続
10		ソフトテニス(男)	原　田　佳　幸	男			継続
11		ソフトテニス(女)	内　藤　賢　裕	男			継続
12		ブラスバンド	岡　崎　和　興	男			継続
13	島原市立第二中学校	バスケットボール(男)	松　﨑　将　治	男			継続
14		バスケットボール(女)	宇　土　　宏	男			継続
15		バレーボール(女)	高　木　清　治	男			継続
16		ソフトテニス(男)	山　本　達　一	男			継続
17		ソフトテニス(女)	珠　林　成　子	女			継続
18		サッカー	石　本　幸　紀	男			継続
19		柔　道	高　田　悦　成	男			継続
20			笹　田　浩　司	男			継続
21		剣　道	鈴　木　智　詞	男			継続
22		水　泳	廣　瀬　健　治	男			継続
23		陸　上	一　ノ　瀬　英　治	男			継続
24		野　球	吉　田　信　人	男			継続
25			白　井　浩　二	男			継続
26	島原市立第三中学校	サッカー	園　田　雅　彦	男			継続
27		野　球	森　永　敏　夫	男			継続
28		バレーボール(女)	平　坂　憲　吾	男			継続
29		ソフトテニス(男)	永　田　栄　治	男			継続
30		卓　球(女)	入　江　輝　之	男			継続
31		ソフトテニス(女)	松　﨑　昭　彦	男			継続
32			松　下　範　行	男			継続
33	島原市立三会中学校	野　球	吉　田　　章	男			継続
34			福　島　真　一	男			継続
35		柔　道	下　田　文　男	男			継続
36		ソフトボール	小　笹　清　子	女			継続
37		ソフトテニス(男)	大　津　崇　嗣	男			継続
38		ソフトテニス(女)	森　川　香　里	女			継続
39		バレーボール(女)	村　川　美　智　子	女			継続
40			荒　木　愛　子	女			新　規
41			塚　本　和　美	女			新　規
42		サッカー	木　村　　力	男			新　規
43			荒　木　洋　之	男			継続
44		吹奏楽	本　多　邦　年	男			継続
45	島原市立有明中学校	野　球	金　子　一　雄	男			継続
46			宇　土　　靖	男			継続
47		ソフトテニス(女)	大　川　エ　ミ	女			継続
48		バレーボール(男)	松　本　恒　一	男			継続
49			太　田　　優	男			継続
50			松　本　裕　一	男			継続
51		バスケットボール(男)	林　田　靖　仁	男			継続
52		陸　上	吉　本　義　博	男			継続
53			坂　上　敏　樹	男			継続
54			吉　本　大　起	男			継続
55		サッカー	小　林　真　澄	男			継続
56			宇　土　将　輝	男			継続
57			宮　本　昂　遼	男			継続
58		剣　道	前　田　英　幸	男			継続
59		柔　道	堀　川　和　徳	男			継続
60			堀　川　耕　平	男			継続
61		水　泳	竹　田　宗　晴	男			継続
62			加　藤　寛　也	男			継続

（参考）

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

（身分）

第４条　外部指導者は、非常勤とする。

（委嘱）

第５条　外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。

(2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。

(3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

（任期）

第７条　外部指導者の任期は、１年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

２　教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

３　外部指導者は、再任することができる。

（委任）

第８条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第１１号議案

島原市教育委員会委員長の選挙について

島原市教育委員会委員長が、平成２７年３月３１日をもって任期満了となるため、委員長の選挙を行う。

平成２７年３月３１日提出

島原市教育委員会
教育長　宮原　照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条第２項の規定により、委員長の任期満了にともない選挙を行おうとするものである。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（委員長）

第１２条　教育委員会は、委員（第１６条第２項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

２　委員長の任期は、１年とする。ただし、再選されることができる。

３　委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

４　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。